

第三次大分県特別支援教育推進計画に関するフォローアップ委員会の検討結果

令和3年2月19日
特別支援教育課

1 フォローアップ委員会の設置・検討事項

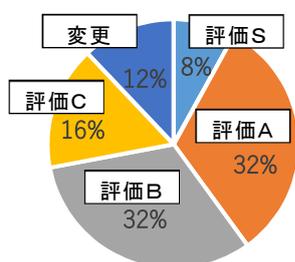
- 学識経験者、医療・福祉関係者、保護者代表、学校関係者等により構成。
- 以下の事項について検討。
 - (1) 第三次推進計画の進捗及び中間評価
 - (2) 今後の大分県における特別支援教育の在り方について
 - 〔主要な検討事項1〕 別府地区特別支援学校（肢体・病弱）の再編整備の在り方
 - 〔主要な検討事項2〕 インクルーシブ教育を踏まえた特別支援教育の在り方

※計画の期間は平成30年度から令和4年度までの5箇年。3年目を迎える令和2年度に中間評価を実施し、必要に応じて計画の見直し・修正を行う（第三次推進計画 p.3 より抜粋）。

2 「中間評価及び今後の特別支援教育の在り方に関する報告書（別冊）」について（概要）

(1) 中間評価について

- 数値目標による評価可能な11方策25指標のうち、評価Sは2指標（8%）、Aは8指標（32%）、Bは8指標（32%）、Cは4指標（16%）、目標変更は3指標（12%）



S：取組状況が良好、すでに最終目標値を達成見込み
A：取組の継続により最終目標値の達成が可能と判断
B：目標値達成に向け、改善に向けた努力が必要
C：目標値達成に向け、改善に向けたより一層の努力が必要
変更：評価困難なため、目標指標の再設定が必要

評価C：「目標値達成に向け、改善に向けたより一層の努力が必要」となった指標

[方策② 管理職の特別支援教育への意識向上]

指標名	管理職が特別支援教育に関する行政研修を受講した割合					
進捗状況	基準値 (H29)	92.0%	中間目標値 (R1)	98.0%	実績値 (R1)	91.7%
改善方策	○管理職向けの研修内容を作成し、Web上で公開する等、市町村教育委員会が活用しやすい工夫、管理職が受講しやすい環境を工夫。					

➡ R2年度の取組：管理職に向けた研修機会の確保について県教育センターと協議を開始

[方策⑩ 特別支援学校における「個別の指導計画」の充実と活用のさらなる推進]

指標名	外部専門家による指導・助言を「自立活動」の個別の指導計画に反映した割合					
進捗状況	基準値 (H29)	40.0%	中間目標値 (R1)	70.0%	実績値 (R1)	35.0%
改善方策	○個別の指導計画への書き込み方を例示するなどして教職員の意識を高め、指導・助言の内容を確実に次学年・学部へ引き継ぐことを徹底。					

➡ R2年度の取組：外部専門家を招聘した場合の報告様式を改訂。併せて反映の徹底を通知

※上記以外にも方策⑦⑧に評価Cの指標があり、進捗状況及び改善方策については別冊参照

(2) 主要な検討事項について**① 別府地区特別支援学校（肢体・病弱）の再編整備の在り方****【推進計画策定時からの状況の変化】**

- ・別府支援学校本校における病弱児童生徒が急激に増加していること
- ・病弱児童生徒が利用する医療機関が多様化していること
- ・令和3年3月までを目途に、国により『特別支援学校設置基準』が示されること（予定）

【フォローアップ委員会の意見】

- 別府地区特別支援学校（肢体不自由及び病弱）の再編整備については、次期計画の検討において、別府支援学校本校の存続を含め、再検討すること。
- なお、設置基準の内容によっては、別府支援学校本校、鶴見校、石垣原校の再編整備について、南石垣支援学校を含めた検討が必要である。

② インクルーシブ教育を踏まえた特別支援教育の在り方**【フォローアップ委員会の意見】（抜粋）**

- 小学校、中学校における障がいのある児童生徒の学びの充実について
 - ・通級による指導、特別支援学級について体制整備の検討を望む。
 - ・子どものプロフィールや連携する医療及び福祉機関等を記入した相談支援ファイルや個別の教育支援計画の活用など、幼稚園等と小学校の間での情報共有をより充実させる必要がある。
- 高等学校における障がいのある生徒の学びの充実について
 - ・通級による指導については、対象校が4校に拡充されたところであり、指導体制や指導方法の充実に取り組むとともに、その効果の検証を期待する。
- 教師の特別支援教育に関する専門性の向上について
 - ・個別の指導計画推進教員を含む特別支援学校のセンター的機能の活用など、小・中学校等を訪問し、校内研修の支援や個別の指導計画等の作成支援を通して、専門性の向上を図る必要がある。
 - ・特別支援学校のセンター的機能については、オンラインによる教育相談の効果的な運用について検討する必要がある。

3 今後のスケジュール（予定）

- | | | |
|---------|--------------------------|----|
| 令和3年2月 | 2月第2回教育委員会会議 | 報告 |
| 3月 | 県議会（第1回定例会）常任委員会 | 報告 |
| | 国による特別支援学校設置基準策定 | |
| 4月～ | 次期計画の骨子検討、令和3年度中に確定 | |
| 令和4年4月～ | 次期計画（案）を検討、パブリックコメント後、策定 | |

第三次大分県特別支援教育推進計画

中間評価及び今後の特別支援教育の在り方 に関する報告書

令和3年2月

第三次大分県特別支援教育推進計画に関する
フォローアップ委員会

目 次

I	はじめに	1
II	中間評価について	4
III	別府地区特別支援学校（肢体不自由及び病弱）の 再編整備の在り方について	12
IV	インクルーシブ教育を踏まえた小・中学校等に おける特別支援教育の在り方について	19
	資 料	23

I はじめに

1 フォローアップ委員会の設置

- 県教育委員会では、平成30年2月に第三次大分県特別支援教育推進計画（以下「第三次推進計画」という。）を策定し、「障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応える物的・質的環境を整え、インクルーシブ教育システムの構築をめざす」という基本方針の下、現在、取組が進められている（資料1参照）。
- 計画の期間は、平成30年度から令和4年度までの5箇年であり、特別支援教育を取り巻く状況の変化が大きな時期であることを踏まえ、中間年である令和2年度に中間評価を実施し、必要に応じて計画の見直し・修正を行うこととされている。
- そこで、令和2年6月に、学識経験者、医療及び福祉関係者、保護者代表、学校関係者等で構成される第三次大分県特別支援教育推進計画に関するフォローアップ委員会（以下「フォローアップ委員会」という。）が設置された（資料2参照）。
- 本フォローアップ委員会では、第三次推進計画におけるこれまでの進捗状況の中間評価を行うとともに、計画策定後の特別支援学校及び小・中学校、高等学校等の現状と課題を踏まえ、残る期間並びに次期計画に向けた課題や改善方策について検討を重ねてきた（資料3参照）。
本報告書は、その検討結果を取りまとめたものである。

2 国や県の動向

第三次推進計画策定後の特別支援教育を取り巻く状況の変化としては、次のようなものがある。

- 国においては、少子化により学齢期の児童生徒数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり等を背景に、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数、通級による指導を受けている児童生徒数、通常学級において支援を必要とする児童生徒数は増加している。
- このような中、令和3年1月には、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学

びの実現～（答申）」が取りまとめられたところである。

ここでは、「特別支援学校の教育環境を改善するため、国として特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定する」との方向性が示されており、国の議論の動向を踏まえつつ、現計画の残る期間並びに次期計画に向けた方策を検討する必要性が生じている。

- また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大という事態に直面し、全国的な臨時休業が実施されるなど学校教育を含む社会経済活動の在り方をどうすべきか、予測困難な状況が続いている。
- その中で、世の中全体のデジタル化、オンライン化が大きく促進され、学校教育においても、学びを保障する手段としての遠隔・オンライン教育に大きな注目が集まるなど、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なものとして、その環境整備が進められている。
- 本県においても、特別支援学校に在籍する児童生徒数は増加しており、特に、増加が著しい大分市内知的障がい特別支援学校では、普通教室の不足等の課題が生じている。その課題を解消するため、現在、大分地区特別支援学校の再編整備に取り組んでいるところであり、その着実な実施が望まれる。
- 一方で、第三次推進計画策定後、新たに生じた状況の変化として、別府支援学校の本校（以下「別府支援本校」という。）に通学する病弱児童生徒の著しい増加が挙げられる。
発達障がいは、それだけでは特別支援学校の対象障がい種ではないものの、成長とともに精神疾患の症状が二次的に生じ、その程度から病弱特別支援学校の対象となる者がおり、このような様態の児童生徒が増加している。
- また、小・中学校や高等学校においては、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への特別支援教育に関するニーズが高まる一方で、特別支援学級に在籍する児童生徒数、通級による指導を受けている児童生徒数ともに増加傾向にある。

3 主要な検討事項の設定

そこで、第三次推進計画策定後の状況の変化を踏まえ、次の2点を主要な検討事項とし、中心的に検討を行った。

〔主要な検討事項1〕

別府地区特別支援学校（肢体不自由及び病弱）の再編整備の在り方について

肢体不自由児及び病弱児を対象とする別府市内の特別支援学校、すなわち、別府支援本校、別府支援学校鶴見校（以下「鶴見校」という。）、別府支援学校石垣原校（以下「石垣原校」という。）の再編整備においては、別府支援本校における精神疾患の診断を受け、継続的な医療や生活規制が必要な病弱児童生徒の急増、特別支援学校設置基準の策定など、第三次推進計画策定時とは異なる、新たな状況の変化が生じている。

そのため、3校の今後の在り方について検討を要する。

〔主要な検討事項2〕

インクルーシブ教育を踏まえた小・中学校等における特別支援教育の在り方について

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級が増加し、通級による指導のニーズも高まる中、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めることが課題となっている。

そのため、インクルーシブ教育を踏まえた小・中学校等における特別支援教育の在り方について検討を要する。

Ⅱ 中間評価について

1 評価手続き

- 第三次推進計画は、方策の柱Ⅰ「障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備」、方策の柱Ⅱ「特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上」の二つの柱で構成されている（資料1参照）。
- 県教育委員会では、柱Ⅰについて7つの方策（方策①～⑦）、16の評価指標、柱Ⅱについて7つの方策（方策⑧～⑭）、14の評価指標を定め、平成29年度の基準値に対し、令和元年度の間接評価時及び令和4年度の計画期間終了時のそれぞれで目標値を設定し、取組を進めてきた（資料4参照）。
- 本フォローアップ委員会では、中間評価時の目標値に対する実績値を基に評価を実施した。なお、特別支援学校の再編整備（方策④～⑥）は、数値による評価が困難であるため、整備の進捗状況を確認することとし、計11の方策、25の評価指標について評価を実施した（p. 5～p. 11）。
- 評価基準は、以下のとおりである。

<p>S：取組状況が良好であり、すでに最終目標値の達成が見込まれる （実績値が最終目標値に達している）</p> <p>A：取組を継続することによって、最終目標値の達成が可能と判断される （実績値が中間目標値に達している）</p> <p>B：目標値の達成に向け、助言等を考慮し、改善に向けた努力が必要とされる （実績値が中間目標値に達していない）</p> <p>C：目標値の達成に向け、助言等を考慮し、目標設定や方策の変更を含め、 改善に向けたより一層の努力が必要とされる （実績値が中間目標値に達しておらず、基準値から下がっている）</p> <p>変更：評価困難なため、目標指標の再設定が必要である</p>

- 中間評価結果が「B」及び「C」の方策を中心に、事務局が示す「原因分析」及び「改善方策」を確認し、各委員の意見を反映させ、改善方策として記載した。改善方策を踏まえ、第三次推進計画の後半期における取組、または次期計画に向けた検討が進められることを期待する。

2 中間評価結果の概要

(1) 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備(方策の柱Ⅰ)

〔方策① 特別支援学級、通級による指導の教室の在り方〕

指 標	基準値 (H29)	中間目標値 (R1)	実績値 (R1)	評価
特別支援学級の設置数	560 学級	560 学級	584 学級	A
通級指導教室の設置数	55 教室	55 教室	59 教室	A
巡回による通級指導を受ける児童生徒数	53 名	53 名	56 名	A

(改善の方策)

- 現状では、通級による指導の三つの指導形態(児童生徒が在学する学校において指導を受ける「自校通級」、他校に定期的に通級し、指導を受ける「他校通級」、通級による指導の担当教師が該当する児童生徒がいる学校に赴き、場合によっては複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」)のうち、自校通級が8割以上を占めている。
- 必要とする児童生徒が通級による指導を受けやすい体制を整えるためには、各学校や地域の実態を踏まえ、効果的な指導形態の選択が重要であり、市町村教育委員会と連携し、巡回指導の在り方を研究するなど効果的なモデルを提示することも有用である。
- その際、専門性の高い教師による効果的かつ効率的な指導方策を検討するに当たり、複数の学校で通級による指導を行うために、兼務発令の活用等について関係課と検討することが望まれる。
- また、引き続き、市町村教育委員会を通じ、小・中学校等に対して通級による指導の適切な運営について周知を図ることも必要である。

〔方策② 管理職の特別支援教育への意識向上〕

指 標	基準値 (H29)	中間目標値 (R1)	実績値 (R1)	評価
管理職が特別支援教育に関する行政研修を受講した割合	92.0%	98.0%	91.7%	C
個別の教育支援計画に合理的配慮の提供を明記している幼、小、中、高の割合	64.2%	75.0%	84.5%	A

(改善の方策)

- 引き続き、小・中学校、高等学校等の管理職が特別支援教育の法的な位置づけ、合理的配慮の手続き等について理解を深められる研修に取り組む必要がある。
- 例えば、市町村教育委員会が活用しやすい工夫、管理職が受講しやすい環境の工夫として、管理職向けの研修内容を作成し、Web上で公開する等が考えられる。

〔方策③ 公立高等学校における特別支援教育の推進〕

指 標	基準値 (H29)	中間目標値 (R1)	実績値 (R1)	評価
合理的配慮をマニュアルに応じて申出た生徒に対して、提供できた生徒の割合 ※1	100.0%	100.0%	100.0%	S
特別支援教育支援員の配置人数	0名	6名	7名	S
「通級による指導の教室」の設置数 (巡回指導を含む)	0教室	1教室	2教室	A

〔方策④ 盲学校・聾学校・別府支援学校本校・鶴見校・石垣原校における障がい種ごとの教育の充実を見据えた適切な再編整備〕

指 標	進 捗 状 況
盲学校と聾学校を同一敷地内に設置	・計画通り進行中
別府支援本校を廃止。鶴見校、石垣原校を本校として設置 ※2	・別府支援本校における病弱児童生徒の増加、国による特別支援学校設置基準策定の動きなど、策定時から状況の変化あり ・本フォローアップ委員会において再編整備の在り方を検討

※1 「合理的配慮提供手続きマニュアルー高等学校用ー」では、実施手続きの過程において本人や保護者から合理的配慮の申請希望を受けることが記載されている。なお、本マニュアルには、申請や提供の過程で、必要に応じて本人・保護者との相談・調整の実施についても明記されており、自ら申請が困難な場合にも対応可能となっている。

※2 詳細は、本報告書 12～18 ページを参照。

〔方策⑤ 知的障がい特別支援学校における運動場、体育館の狭さや教室不足解消のための再編整備〕

指 標	進 捗 状 況
南石垣支援学校に十分な広さのある運動場、体育館を整備	・国による特別支援学校設置基準策定の動きを踏まえて別府地区の計画に着手
大分市内に知的障がい特別支援学校を新設	・計画通り進行中 ・今後は、国による特別支援学校設置基準の動き等を踏まえて進める必要あり

〔方策⑥ 進路希望達成につながる新たな教育環境の整備〕

指 標	進 捗 状 況
高等特別支援学校を新設	・計画通り進行中

〔方策⑦ 幼、小、中、高、特別支援学校における「チーム支援体制」の構築〕

指 標	基準値 (H29)	中間目標値 (R1)	実績値 (R1)	評価
専門的知識をもった教員・指導主事等を活用している幼、小、中、高の割合	84.2%	90.0%	80.3%	C
個別の指導計画を作成している幼、小、中、高等学校の割合	79.2%	92.0%	83.7%	B
個別の教育支援計画を作成している幼、小、中、高等学校の割合	63.4%	87.0%	68.3%	B

(改善の方策)

- 専門的知識をもった教員・指導主事等の活用については、実績値が下がっているものの、小・中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーターの専門性向上により自校で解決できるケースが増加した側面も考慮すべきである。
- 就学前（保育所、幼稚園等）における相談支援ファイル等の作成を促進し、引き継いだ学校段階において資料を活用するとともに、次の学校段階へ確実に引き継ぐことを徹底することが重要である。
- 令和2年度より、教育事務所のエリアごとに個別の指導計画推進教員が配置された。要請の有無に関わらず訪問可能である個別の指導計画推進教員の良さを活かし、必要な子どもに個別の指導計画、個別の教育支援計画が確実に作成され、活用されることが期待される。

(2) 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上（方策の柱Ⅱ）

〔方策⑧ 外部人材活用による幼、小、中、高への対応強化〕

指 標	基準値 (H29)	中間目標値 (R1)	実績値 (R1)	評価
専門家チーム、関係機関等との連絡調整等を行った幼、小、中、高の割合	87.6%	93.0%	55.9%	C

(改善の方策)

- 基準値より実績値が低下しているものの、背景として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置促進、医療機関等の相談体制の充実、高等学校における特別支援教育コーディネーターの専門性の向上や合理的配慮の提供促進など、それぞれの校内の体制整備、自校による課題解決力の向上といった効果的な側面を考慮する必要がある。
- そのため、各学校の校内支援体制における現況との関係で、専門家との連携状況を把握できるような調査方法の工夫等について検討する必要がある。
- 今後、外部人材を活用した小・中学校、高等学校等の特別支援教育に係る対応をより強化するためには、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の機会等を通じて、特別支援学校で実施される専門家チーム相談会など外部人材を活用する意義や機会についてより積極的に周知する必要がある。その際、相談者が外部人材を活用して効果的であった好事例を紹介する等の工夫が求められる。
- また、専門家チーム相談会の事例を特別支援学校が行う巡回相談でも継続して扱うなど、専門家チーム相談会と巡回相談との連携を推進するなどの方策が考えられる。

〔方策⑨ 特別支援学校教諭免許状保有率の向上〕

指 標	基準値 (H29)	中間目標値 (R1)	実績値 (R1)	評価
特別支援学校在勤2年以上の者の特別支援学校教諭免許状取得率	88.6%	96.2%	92.5%	B
視覚障がい者に関する教育の領域の免許状保有者率（盲学校）	44.0%	66.4%	60.9%	変更
聴覚障がい者に関する教育の領域の免許状保有者率（聾学校）	54.3%	68.6%	50.0%	変更
特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有率（小、中）	45.8%	64.0%	50.2%	B

通級による指導の教室担当者の特別支援学校教諭免許状保有率(小、中)	37.5%	61.9%	38.6%	B
-----------------------------------	-------	-------	-------	---

(改善の方策)

- 特別支援学校在勤2年以上の者の特別支援学校教諭免許状の取得については、引き続き、県立学校教職員定期人事異動実施要綱に基づき取得を促進するよう、学校計画訪問等を通じて管理職への周知・徹底を図る必要がある。
- 視覚及び聴覚障がい者に関する領域の免許状取得については、盲学校、聾学校赴任後に取得を目指すケースがほとんどであるため、指標を「特別支援学校在勤2年以内の取得率100%」に変更することが適当である。
- また、視覚及び聴覚障がい者に関する領域の免許状を取得し専門性を身に付けた者が、その専門性を長く発揮することは、子どもたちが専門的な教育を受けられる環境のために重要であり、そのような教職員の配置等について関係課との協議が望まれる。
- 特別支援学級担任や通級による指導担当者の特別支援学校教諭免許状の取得促進においては、市町村ごとに実情が異なることから、市町村教育委員会と連携するとともに、放送大学等、免許取得の機会について積極的に周知を行う必要がある。
- これら免許状の取得促進全般に関しては、免許状取得の必要性やメリット、取得機会等について積極的に周知を図るとともに、受講しやすい環境を整備するためにも、免許状取得に関するインセンティブの付与について検討することも一つの方策と考えられる。

〔方策⑩ 特別支援学校における「個別の指導計画」の充実と活用のさらなる推進〕

指標	基準値(H29)	中間目標値(R1)	実績値(R1)	評価
主幹教諭等による個別の指導計画への指導・助言を行った幼児児童生徒の割合	39.0%	100.0%	78.0%	B
外部専門家による指導・助言を「自立活動」の個別の指導計画に反映した割合	40.0%	70.0%	35.0%	C
医師や摂食指導等の専門家の訪問回数	0回	96回	103回	A

(改善の方策)

- 学校規模に応じた校内の指導・助言体制、障がい種や課題が異なる学校ごと

の指導・助言のポイントや指導の好事例等を学校計画訪問や学部主事研修の機会を通じて指導、情報共有することが期待される。

- 教職員が外部専門家による指導・助言を個別の指導計画に反映させる意識を高めるためにも、県教育委員会への報告様式を簡潔にする、個別の指導計画への書き込み方を例示するなどして、確実に次学年・学部へ引き継ぐことを徹底させる必要がある。

【方策⑪ 特別支援学校におけるカリキュラム・マネジメント】

指 標	基準値 (H29)	中間目標値 (R1)	実績値 (R1)	評価
「カリキュラム・マネジメント推進計画」をもとに教育課程の改善を行った学校の割合	—	61.0%	68.8%	A

【方策⑫ 幼、小、中、高の特別支援教育コーディネーターへの研修】

指 標	基準値 (H29)	中間目標値 (R1)	実績値 (R1)	評価
特別支援教育に関する研修を校内で行った学校の割合	—	100.0%	90.7%	B

(改善の方策)

- 現在、教育事務所ごとに幼稚園、小・中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を実施しており、ほぼ全員が参加している。
- 研修後、特別支援教育コーディネーターによる校内での研修内容の還元について、市町村教育委員会との連絡協議会等で周知を徹底するとともに、Webによる研修資料の配信を導入するなど、特別支援教育コーディネーターが効率的、効果的に研修内容を伝達できる工夫が必要である。

【方策⑬ 高度で実践的な研修の充実と研修を担う機関の明確化】

指 標	基準値 (H29)	中間目標値 (R1)	実績値 (R1)	評価
体験的研修の受講者延べ数	—	8名	7名	B
テーマ別研修における専門性の高い内容設定、又は内容の専門性が高くなった研修数	—	3講座	6講座	A

(改善の方策)

- 大分大学教育学部附属特別支援学校での体験的研修については、周知不足により令和元年度は7名の参加であったが、翌年度に向けた周知に努め、令和2年度は研修定員を充足している(9名)。今後も各教育事務所等への周知に継続して努める必要がある。

〔方策⑭ 特別支援教育に関する情報の一元化と提供〕

指 標	基準値 (H29)	中間目標値 (R1)	実績値 (R1)	評価
専用サイトにアクセスしたカウンター数(県教育センターの特総研のサイト)	—	6750 カウント	71 カウント	変更

(改善の方策)

- 当初、県教育センター内のサイトへのアクセス数を指標としていたが、正確な把握が難しいため、指標そのものを県教育委員会ホームページ内の「特別支援教育課へのアクセス数」とし、現実的な目標値に変更することが適当である。
- 特別支援教育課及び県教育センター特別支援教育部で連携を図り、県内の特別支援教育に関わる教職員が、必要な時に必要な情報が得られるよう内容を検討する必要がある。

1 別府地区特別支援学校（肢体不自由及び病弱）における現状

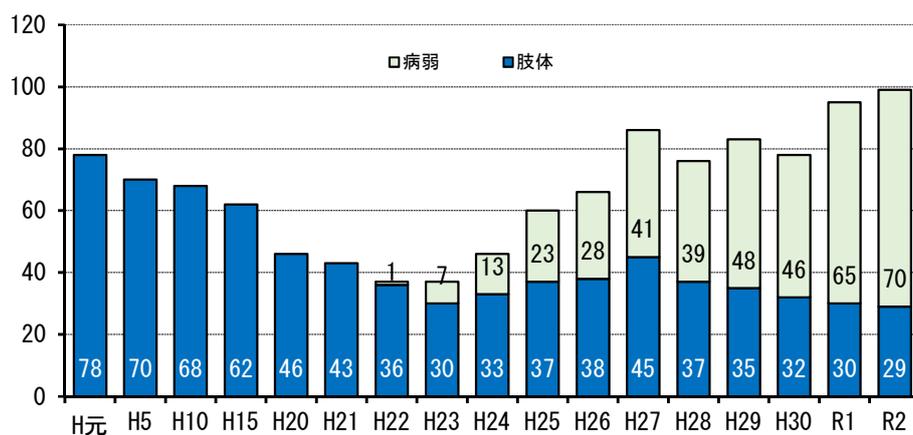
- 第三次推進計画では、「別府支援学校本校を廃止し、鶴見校と石垣原校は、鶴見校を肢体不自由児対象の特別支援学校、石垣原校を病弱児対象の特別支援学校のそれぞれ本校として設置」と位置付けられている。
- しかしながら、別府支援本校の児童生徒数の増加、とりわけ発達障がい等の診断があり、環境要因等による二次的な適応障がいやうつ病等の精神疾患の診断を受け、継続した医療や生活規制が必要な病弱児童生徒が急増するなど、第三次推進計画策定時から状況に変化が生じている。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策により、特に、鶴見校と石垣原校は医療療育機関に併設していることもあり、学校の臨時休業や分散登校の実施期間が他校に比べて長期間に及ぶなど策定時には想定されなかった課題も生じている。
- そのため、本フォローアップ委員会では、別府支援本校、鶴見校、石垣原校における現状を確認し、今後の別府地区特別支援学校（肢体不自由及び病弱）の今後の在り方について検討した。

① 別府支援本校の現状

- 別府支援本校は、肢体不自由児を教育の対象とする学校として、小学部から高等部までの児童生徒を県内全域から受け入れている。平成元年度は80名程度が在籍していたが、その数は年々減少し、平成21年度には43名の在籍数であった。
- 平成22年度より家庭等から通学できる病弱児童生徒の受け入れを開始すると、【図1】のように学校全体の在籍者数が次第に増え、平成28年度は肢体不自由児童生徒37名、病弱児童生徒39名の在籍状況であった。
- 第三次推進計画の策定に当たり、今後の在籍者数の推移について、肢体不自由児童生徒は概ねその数を維持し30～40名程度と予測し、予測値を下回りつつも30名程度で推移している。
一方で、病弱児童生徒については、平成30年度に38名、令和元年度に35名、令和2年度に28名と緩やかに減少することを予測していたものの、実

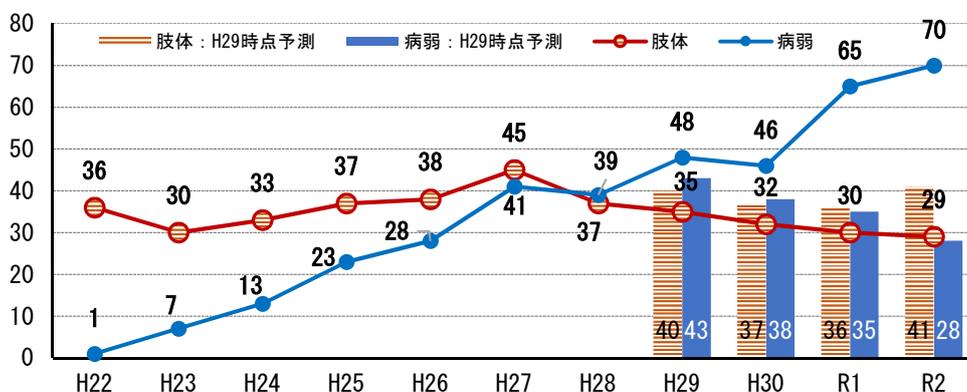
人数は令和元年に65名、令和2年には70名であり、特にここ2年間で予測値を上回り急増している（【図2】参照）。

- 全国的にも病弱特別支援学校在籍者数は年々増加しており、背景としては、より専門的な教育を望む保護者が増えていること、本県においても自閉症・情緒障がい特別支援学級の在籍者が急増しており、このうち、二次障がい等により精神疾患の診断を受けた場合の転学及び進学先として、病弱特別支援学校が選択肢の一つとなっていることなどが考えられる。



学校名	障がい種	学部	H元	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
別府支援本校	肢体不自由	小	18	21	17	12	15	14	12	8	11	10	12	16	13	14	14	14	13	
		中	10	8	15	10	7	9	10	11	9	10	8	8	5	7	8	9	8	
		高	50	41	36	40	24	20	14	11	13	17	18	21	19	14	10	7	8	
	小計		78	70	68	62	46	43	36	30	33	37	38	45	37	35	32	30	29	
	病弱	小								0	1	1	2	5	4	6	5	8	9	11
		中								1	1	3	5	7	9	8	10	11	17	16
		高								0	5	9	16	16	28	25	33	27	39	43
	小計								1	7	13	23	28	41	39	48	46	65	70	
	合計		78	70	68	62	46	43	37	37	46	60	66	86	76	83	78	95	99	

【図1：別府支援本校の在籍者数推移】



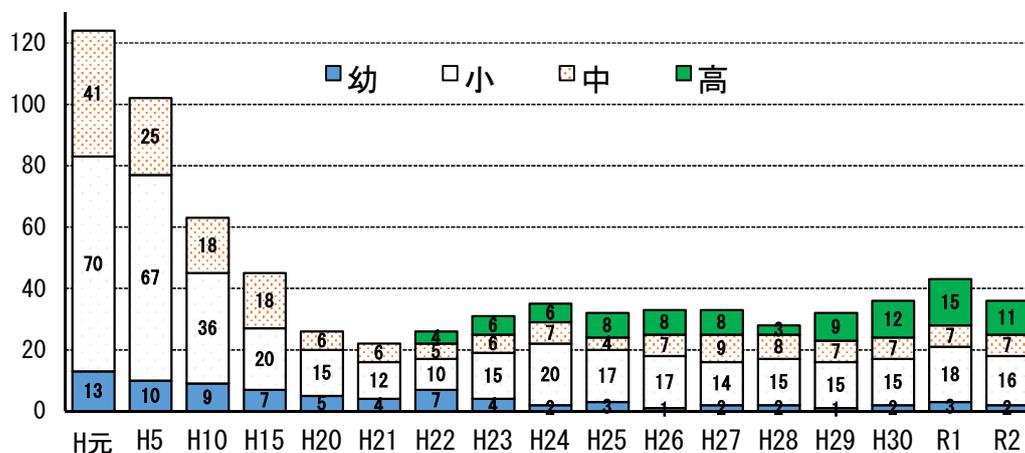
【図2：別府支援本校在籍者の実人数及び予測数】

- 別府支援本校に通学する肢体不自由及び病弱の児童生徒は、それぞれ医療療育機関とのつながりがあるが、その利用する医療療育機関の状況にも変化が生じている。
- 令和2年現在、別府支援本校に在籍する肢体不自由児童生徒では、鶴見校と併設している別府発達医療センターを主治医とする割合が31%、それ以外の医療療育機関を主治医とする割合が69%となっている。
同様に病弱児童生徒では、石垣原校と併設する西別府病院を主治医とする割合が44%、それ以外を主治医とする割合は56%となっている。
- これらの割合は、第三次推進計画策定後から増加していることを考慮すると、策定時に比べて現在では利用する医療療育機関が多様化しており、鶴見校、石垣原校と併設する医療療育機関との連携に止まらず、その他の様々な医療療育機関との連携が必要な状況となっている。

② 鶴見校及び石垣原校の現状

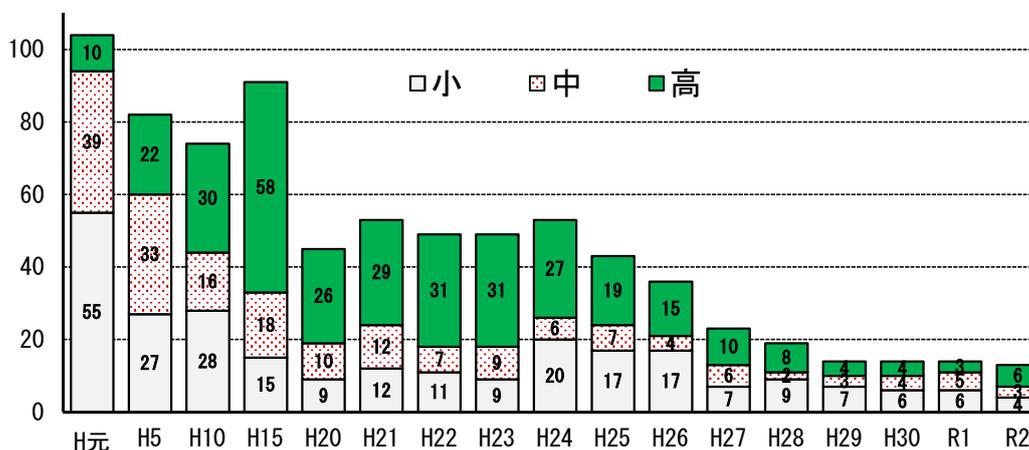
- 鶴見校は別府発達医療センターと併設しており、入所している肢体不自由のある幼児児童生徒が通学する学校である。また、石垣原校は西別府病院と併設しており、入院している病弱児童生徒が通学する学校である。
- 双方とも学校と医療療育機関との連絡通路を使用して通学しており、障がいの実態やその時々々の疾病の様態によって通学が難しい場合は、教員がベッドサイドで授業を行うこともある。
- また、年間を通して短期の入院治療を行う児童生徒を一定期間学籍を移して受け入れていることも両校に共通する特色である。入院治療期間の学習を保障するとともに、それぞれの障がいに応じた自立活動を行い、退院後もスムーズに前籍校で学習できるように指導・支援することは、他校にはない両校の特徴である。
- 在籍者数は両校とも100名を超えていた平成元年から徐々に減少し、鶴見校では、平成23年から平成29年にかけて30名前後、石垣原校では、平成27年から28年にかけて20名前後、平成29年では14名の在籍者数となった。令和2年度現在、鶴見校が36名、石垣原校が13名とほぼ同程度で推移しており、今後も同程度の推移が予測される（【図3】、【図4】参照）。
- そのため、第三次推進計画策定時に懸念されていた常時使用することがな

い普通教室が増えたこと、子ども同士の関わりが少なく、学習活動の活性化の面で課題が顕在化していることについて、現在も同様の課題が残されている。



学校名	障がい種	学部	H元	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
鶴見校	肢体不自由	幼	13	10	9	7	5	4	7	4	2	3	1	2	2	1	2	3	2
		小	70	67	36	20	15	12	10	15	20	17	17	14	15	15	15	18	16
		中	41	25	18	18	6	6	5	6	7	4	7	9	8	7	7	7	7
		高							4	6	6	8	8	8	3	9	12	15	11
合計			124	102	63	45	26	22	26	31	35	32	33	33	28	32	36	43	36

【図3：鶴見校の在籍者数推移】



学校名	障がい種	学部	H元	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
石垣原校	病弱	小	55	27	28	15	9	12	11	9	20	17	17	7	9	7	6	6	4
		中	39	33	16	18	10	12	7	9	6	7	4	6	2	3	4	5	3
		高	10	22	30	58	26	29	31	31	27	19	15	10	8	4	4	3	6
合計			104	82	74	91	45	53	49	49	53	43	36	23	19	14	14	14	13

【図4：石垣原校の在籍者数推移】

- 鶴見校及び石垣原校の児童生徒はそれぞれ肢体不自由、病弱が主たる障がいであるが、約9割が視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱、知的障がいのうち複数の障がいを併せ有しており、重複障がい学級に在籍する児童生徒がほとんどを占めている。

第三次推進計画では、校舎の老朽化が進み、室内空調管理のできる施設設備やオストメイト対応トイレなど、重複障がいのある児童生徒に応じた施設設備の改善の必要性が指摘されているが、この課題も引き続き残されている。

- 一方で、第三次推進計画策定時には想定し得なかった課題も生じている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療療育機関に併設している両校は、学校の臨時休業や分散登校の実施期間が他校に比べて長期間に及ぶなど、感染症蔓延時の学習保障という面で課題が顕在化した。
- こうした課題がある中、GIGA スクール構想の実現に向けて ICT 機器が整備されるなど、オンラインによる学習が可能となる教育環境が整備されつつある。これは、先に述べた子ども同士の関わりの少なさや、障がいの状態によって教育活動が制約されがちな重複障がいのある児童生徒において、課題解決の一助となる可能性がある。

2 課題の整理

このような各校の現状を踏まえ、別府支援本校、鶴見校、石垣原校の今後望まれる在り方を検討する上で、以下のように課題を整理した。

- 一点目は、別府支援本校における病弱児童生徒の急激な増加である。そのほとんどを占めているのは、発達障がい等の診断があり、環境要因等による二次的な適応障がいやうつ病等の精神疾患の診断を受け、継続した医療や生活規制が必要な児童生徒である。
- 第三次推進計画では、精神疾患の診断を受けた者を含む別府支援本校の病弱児童生徒の学びの場を石垣原校として整理していたが、このままでは空き教室を上回る受け入れとなる可能性が高い。
また、現在、石垣原校の対象となっている短期の入院治療を行う者、重複障がいのある者は運動制限があるが、精神疾患の診断を受けた病弱児童生徒は、内部疾患や肢体不自由の障がいはなく、運動制限はない。このような教育的ニーズの違いにより、新たに運動施設や個別に対応できるスペースの確保など、教育環境の整備が必要となるといった課題もある。

- 二点目として、別府支援本校の病弱児童生徒の増加とともに、彼らの利用する医療療育機関は多様化している。また、この傾向は、肢体不自由児童生徒においても同様である。

第三次推進計画では、別府支援本校で受け入れている病弱児童生徒を石垣原校で、肢体不自由児童生徒を鶴見校で受け入れることにより、医療療育機関併設校ならではの利点を生かすことを想定していた。しかし、併設している医療療育機関以外を主治医とする児童生徒が増えていることから、主治医が異なる場合の連携の在り方についても再度検討する必要がある。

- 三点目として、新型コロナウイルス感染症等、新たな感染症対策の観点から、併設する医療機関に入所・入院する児童生徒と通学による児童生徒が同一の場で学ぶことのリスクについても検討が必要である。併せて、学校における密な状況を避け学習集団を分散させるためにも、余裕をもった教室数の確保が必要である。

3 別府地区特別支援学校（肢体不自由及び病弱）の今後の在り方

以上のような各学校における現状、課題の整理を踏まえ、本フォローアップ委員会では、別府支援本校、鶴見校、石垣原校の今後望まれる在り方として、次のような検討を望む。

別府地区特別支援学校（肢体不自由及び病弱）の再編整備については、次期計画の検討において、別府支援本校の存続を含め、再検討すること

- 今後、再検討を行うに当たっては、本フォローアップ委員会で整理した課題を踏まえるとともに、次の点にも留意することが望まれる。
 - ・現在、国の動向として、特別支援学校設置基準について検討されており、近く令和2年度中に示される見通しであることから、この設置基準をみて検討を進めること
 - ・また、防災の観点からも再編整備の検討を行うこと
 - ・県教育委員会として、発達障がいがあり、なおかつ精神疾患の診断を受けた児童生徒の全県的な実態やニーズを把握し、学びの場に関する基本的な考え方を整理すること

- ・鶴見校及び石垣原校については、よりよい教育環境とするため、併設する医療療育機関と連携を図りつつ検討すること
 - ・鶴見校及び石垣原校の施設の老朽化、重複障がいのある児童生徒に適した施設整備については、課題が解消されていないため、その解消についても検討すること
- なお、設置基準の内容によっては、別府支援本校、鶴見校、石垣原校の再編整備について、南石垣支援学校を含めた検討が必要である。
- その際、現在の児童生徒数に対する適切な運動場、体育館等の規模についても慎重に検討を進める必要がある。

「I はじめに」の「2 国や県の動向」で述べたように、全国的にも、また本県においても、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級といったそれぞれの学びの場で学ぶ特別な教育的ニーズのある児童生徒は増加しており、特別支援教育に関するニーズが高まっている。

第三次推進計画の基本方針は、「障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応える物的・質的環境を整え、インクルーシブ教育システムの構築をめざす」ことであり、このような現状を踏まえ、本委員会では、インクルーシブ教育を踏まえた小・中学校等における特別支援教育の在り方について検討した。

第三次推進計画期間中の取組に関する意見は中間評価で示しており、ここでは次期計画の検討に向けて議論の過程で出された意見を整理した。次期計画の検討に向けては、これらの意見を踏まえた対策や検討を望む。

1 小学校、中学校における障がいのある児童生徒の学びの充実について

- 通常の学級においては、個別の指導計画の作成率が年々向上するなど、障がいの特性に応じた指導や合理的配慮の提供が進みつつある。一方で、活用の実態や保護者等の立場から見た評価などの検証は今後の課題である。

引き続き、支援が必要な児童生徒について作成を進めるとともに、個別の指導計画に記載された個に応じた指導の手だてや合理的配慮を意識した授業につながるよう、実効性のある活用に向けた議論を進める必要がある。

- 通級による指導については、指導を受ける児童生徒が徐々に増加するなど、体制整備が整いつつある。必要とする児童生徒が通級による指導を受けられるようにするため、全国的な状況を把握するとともに、本県における具体的な目標を設定することを期待する。
- また、在籍する学校で専門性の高い通級による指導が受けられるよう、担当教師が巡回して指導を行うなど、地域のニーズに応じた通級による指導の在り方の検討が、第三次推進計画に位置付けられている。現計画期間中に効率的かつ効果的な巡回モデルの検討、通級による指導担当教員の意見聴取などにより、成果と課題を検証し、次期計画に向けては全県的な体制整備の検討が必要である。

- 特別支援学級については、年々設置数、児童生徒数が増えており、学級の設置数の増加に応じた教職員の配置が必要となる。通常の学級における支援体制の充実、通級の指導を受けやすい体制整備等の状況を踏まえつつ、長期的なスパンで体制の整備について検討する必要がある。
- このようなそれぞれの学びの場における指導・支援の充実を図る上で、教育事務所ごとのエリアに配置されている個別の指導計画推進教員を活用することは効果的であると考え。市町村教育委員会等と連携し、今年度の活用状況をみて、その効果を検証し、更なる活用促進が図られることを期待する。
- 切れ目なく支援を引き継ぐために、小学校では、就学前の幼稚園等へ教員が出向き、子どもの実態を見たり聞いたりするなど、幼保小の連携に関する取組が進んでいる。その際、子どもの支援に関する情報が、子どもの在籍する幼稚園等から適切に提供される場合とそうでない場合がある。情報が適切に提供されるための方策を考案し、子どものプロフィールや連携する医療及び福祉機関等を記入した相談支援ファイルや個別の教育支援計画の活用など、幼稚園等と小学校の間での情報共有をより充実させる必要がある。
- 相談支援ファイルは本来、保護者が記入し保管するものではあるが、記入・保管が困難な保護者も中には存在している。相談支援ファイルの記入・保管・引き継ぎに関する支援のあり方等について、福祉部局等との連携した取組が期待される。

2 高等学校における障がいのある生徒の学びの充実について

- 通級による指導については、平成30年度に県内で初めて1校に設置され、令和2年度には対象校が4校に拡充されたところである。第三次推進計画の残りの期間では、これら4校における指導体制や指導方法の充実に取り組むとともに、次期計画に向けては、その効果の検証を期待する。
- 通級による指導の指導体制や指導方法の確立を含め、高等学校において生徒の卒業後を見据えた支援体制を構築する上で、特別支援学校は自立活動の指導や障がいのある生徒の就職等に向けた指導のノウハウを有していることから、特別支援学校のセンター的機能を活用するなど、高等学校と特別支援学校間の連携を促進することも効果的である。
- 県立高等学校においては、県教育委員会が策定した「合理的配慮提供マニュアル」を基に、各学校が提供までの手続きや配慮可能な項目のリストを整備す

ることで合理的配慮の提供を受ける生徒数が増加しており、合理的配慮を提供するための体制が整ってきた。今後も中学校からの引き継ぎを確実にを行い、中学校から高等学校への移行において切れ目なく円滑に支援が継続されることが求められる。

3 教師の特別支援教育に関する専門性の向上について

子どもたちは連続性のある多様な学びの場で学んでいる。例えば特別支援学校との連携の強化等、以下のような方策によって、小・中学校、高等学校の全ての教員において特別支援教育の専門性の向上が望まれる。

- 個別の指導計画推進教員を含む特別支援学校のセンター的機能の活用など、小・中学校等を訪問し、校内研修の支援や個別の指導計画等の作成支援を通して、特別支援教育の視点から見た授業改善に関する専門性の向上を図る必要がある。
- 小・中学校における特別支援学級担任および通級指導教室担当教員を決定する際の実態を明らかにするとともに、決定や工夫の仕方について、具体的な例を示すなど、校長の学校運営を支える仕組みを構築する必要がある。
- 特別支援学校の教員が地域の小・中学校で指導するなど、教員を置換することで児童生徒の学びの充実、教職員の専門性の向上が期待できる。このような学校種の垣根を越えた指導体制について大分県ならではのモデルの検討が望まれる。
- 特別支援学校のセンター的機能については、オンラインによる教育相談の効果的な運用について検討する必要がある。特にオンラインでできること、対面による教育相談が適していること等を考慮し、現在行っている様々な教育相談活動を体系的に整理する必要がある。
- その他にも、第三次推進計画において高度で実践的な研修（体験的研修）の実施が位置付いており、現在、大分大学教育学部附属特別支援学校と連携した実地研修が行われている。現計画期間内に実践的な研修のノウハウを確立し、次期計画に向けては、他の特別支援学校へ広げるなどの発展的な議論が期待される。
- 専門性のある教員を確保するためには、大学における教員養成課程の果たす役割は大きい。引き続き、特別支援学校教員を養成する大学定員の拡充等

について働きかける必要がある。

4 その他

- 中学校段階の障がいのある生徒にとっては、県立高等学校だけではなく、私立高等学校も進路先の貴重な選択肢の一つとなっている。私立高等学校における特別支援教育の充実に向けて、県立高等学校における効果的な取組についての情報共有や特別支援学校との連携促進などの対応を望む。
- 保護者の立場からすると、知的障がいや内部障がいのように外見から障がいだとわからない者にとって配慮を受けやすい社会になることが望まれる。そのためには、障がいのない人が障がいについて理解をする必要があり、そのための方策について検討することが期待される。

資料 1

第三次大分県特別支援教育推進計画の概要

障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応える物的・質的環境を整え、インクルーシブ教育システムの構築をめざします

柱Ⅰ：障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備

幼稚園・小中学校等・高等学校

- 地域の実情に応じた特別支援学級・通級による指導の教室の在り方を検討
- 管理職の意識向上のための研修を実施
- 公立高等学校の合理的配慮の提供の徹底。特別支援教育支援員の配置の促進 など

特別支援学校

- 同一敷地での別運営を実施。最新の設備を備えた学校へ【盲学校・聾学校】
- 本校を廃止し、鶴見校・石垣原校を本校に【別府支援学校3校】
- 大分市内に知的障がい特別支援学校新設。高等特別支援学校を新設【学校の新設】
- 校舎建て替え。十分な広さのある運動場、体育館を整備【南石垣支援学校】 など

特別支援教育のネットワーク

- ケースに応じた専門的な相談支援ができるための、福祉や保健との協働による「チーム支援体制」づくり など

柱Ⅱ：特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上

全ての教職員を対象とした研修

- 全幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターへ研修を実施
- 大分大学附属特別支援学校における体験的研修を実施。より実践的な内容を修得
- 必要な情報をほしいときに学ぶことができるような情報ネットワークを構築 など

多様な障がいへの対応

- 理学療法士や作業療法士など専門性の高い外部人材からの助言による対応の強化
- 専門性を担保するため、特別支援学校教諭免許状保有率を向上
- 医師や摂食指導の専門家との連携により、特別支援学校における「個別の指導計画」の充実と活用をさらに促進
- 新学習指導要領に基づいた教育課程の改善など、カリキュラム・マネジメントを推進 など

資料 2

第三次大分県特別支援教育推進計画に関するフォローアップ委員会委員

	区 分	所属・職名	氏 名
1	学識経験者	大分大学教育学部 教授	古賀 精治
2	医療関係者	社会福祉法人別府発達医療センター 理事長	福永 拙
3		独立行政法人国立病院機構西別府病院 院長	後藤 一也
4	福祉関係者	社会福祉法人暁雲福社会 常務理事 キャノンウィンド株式会社 取締役	丹羽 和美
5	保護者代表	大分県特別支援学校知的障がい教育校 P T A連合会 会長	岸和田 誠
6	学校関係者	大分県小学校長会 会長	野村 尚生
7		大分県中学校長会 会長	渕野 暢浩
8		大分県立学校長協会 会長	姫野 秀樹
9		大分県特別支援学校長会 会長	吉野 亨
10	教育委員会 関係者	義務教育課 学力向上支援班 指導主事兼主幹（総括）	麻生 久
11		高校教育課 高校教育指導班 指導主事	高橋 泰成

資料3

第三次大分県特別支援教育推進計画に関するフォローアップ委員会審議経過

	期 日	審議内容
第1回	令和2年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○第三次大分県特別支援教育推進計画に関するフォローアップ委員会の設置目的及び協議事項について ○第三次大分県特別支援教育推進計画の進捗状況について ○主要な協議事項に関する現状と課題について
第2回	令和2年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○第三次大分県特別支援教育推進計画の進捗状況について ○別府地区特別支援学校（肢体不自由及び病弱）の現状と今後望まれる各学校の在り方について ○インクルーシブ教育を踏まえた小・中学校等における特別支援教育の現状と今後望まれる在り方について
第3回	令和2年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○別府地区特別支援学校（肢体不自由及び病弱）の今後望まれる各学校の在り方について ○インクルーシブ教育を踏まえた小・中学校等における特別支援教育の今後望まれる在り方について
第4回	令和2年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○フォローアップ委員会報告書(案)の内容に関する協議

第三次大分県特別支援教育推進計画に係る中間評価

【評価基準】

S: 取組状況が良好であり、すでに最終目標値の達成が見込まれる
 A: 取組を継続することによって、最終目標値の達成が可能と判断される
 B: 目標値の達成に向け、助言等を考慮し、改善に向けた努力が必要とされる
 C: 目標値の達成に向け、助言等を考慮し、目標設定や方策の変更を含め、改善に向けたより一層の努力が必要とされる
 変更: 評価困難なため、目標指標の再設定が必要である

I 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備

① 特別支援学級、通級による指導の教室の在り方

指標	基準値 (H29)	R1目標値・実績値 (中間)	R1到達率 (実績/目標)	R4目標値 (最終)	中間評価
特別支援学級の設置数	560学級	(目標)560学級 (実績)584学級	104.3%	560学級	A
通級指導教室の設置数	55教室	(目標)55教室 (実績)59教室	107.3%	77教室	A
巡回による通級指導を受ける児童生徒数	53名	(目標)53名 (実績)56名	105.7%	190名	A

② 管理職の特別支援教育への意識向上

指標	基準値 (H29)	R1目標値・実績値 (中間)	R1到達率 (実績/目標)	R4目標値 (最終)	中間評価
管理職が特別支援教育に関する行政研修を受講した割合	92.0%	(目標)98.0% (実績)91.7%	93.6%	100.0%	C
個別の教育支援計画に合理的配慮の提供を明記している幼、小、中、高の割合	64.2%	(目標)75.0% (実績)84.5%	112.7%	100.0%	A

③ 公立高等学校における特別支援教育の推進

指標	基準値 (H29)	R1目標値・実績値 (中間)	R1到達率 (実績/目標)	R4目標値 (最終)	中間評価
合理的配慮をマニュアルに応じて申出た生徒に対して、提供できた生徒の割合	100.0%	(目標)100.0% (実績)100.0%	100.0%	100.0%	S
特別支援教育支援員の配置人数	0名	(目標)6名 (実績)7名	116.7%	6名	S
「通級による指導の教室」の設置数(巡回指導を含む)	0教室	(目標)1教室 (実績)2教室	200.0%	3教室	A

④ 盲学校・聾学校・別府支援学校本校・鶴見校・石垣原校における障がい種ごとの教育の充実を見据えた適切な再編整備

指標	進捗状況
盲学校と聾学校を同一敷地内に設置	・計画通り進行中
別府支援本校を廃止。鶴見校、石垣原校を本校として設置	・別府支援本校における病弱児童生徒の増加、国による特別支援学校設置基準策定の動きなど、策定時から状況の変化あり ・本フォローアップ委員会において再編整備の在り方を検討

⑤ 知的障がい特別支援学校における運動場、体育館の狭さや教室不足解消のための再編整備

指標	進捗状況
南石垣支援学校に十分な広さのある運動場、体育館を整備	・国による特別支援学校設置基準策定の動きを踏まえて別府地区の計画に着手
大分市内に知的障がい特別支援学校を新設	・計画通り進行中 ・今後は、国による特別支援学校設置基準策定の動き等を踏まえて進める必要あり

⑥ 進路希望達成につながる新たな教育環境の整備

指標	進捗状況
高等特別支援学校を新設	・計画通り進行中

⑦ 幼、小、中、高、特別支援学校における「チーム支援体制」の構築

指標	基準値 (H29)	R1目標値・実績値 (中間)	R1到達率 (実績/目標)	R4目標値 (最終)	中間評価
専門的知識をもった教員・指導主事等を活用している幼、小、中、高の割合	84.2%	(目標) 90.0% (実績) 80.3%	89.2%	100.0%	C
個別の指導計画を作成している幼、小、中、高等学校の割合	79.2%	(目標) 92.0% (実績) 83.7%	91.0%	100.0%	B
個別の教育支援計画を作成している幼、小、中、高等学校の割合	63.4%	(目標) 87.0% (実績) 68.3%	78.5%	100.0%	B

II 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上

⑧ 外部人材活用による幼、小、中、高への対応強化

指標	基準値 (H29)	R1目標値・実績値 (中間)	R1到達率 (実績/目標)	R4目標値 (最終)	中間評価
専門家チーム、関係機関等との連絡調整等を行った幼、小、中、高の割合	87.6%	(目標) 93.0% (実績) 55.9%	60.1%	100.0%	C

⑨ 特別支援学校教諭免許状保有率の向上

指標	基準値 (H29)	R1目標値・実績値 (中間)	R1到達率 (実績/目標)	R4目標値 (最終)	中間評価
特別支援学校在勤2年以上の者の特別支援学校教諭免許状取得率	88.6%	(目標) 96.2% (実績) 92.5%	96.2%	100.0%	B
【盲学校】 視覚障がい者に関する教育の領域の免許状保有者率	44.0%	(目標) 66.4% (実績) 60.9%	91.7%	100.0%	変更
【聾学校】 聴覚障がい者に関する教育の領域の免許状保有者率	54.3%	(目標) 68.6% (実績) 50.0%	72.9%	100.0%	変更
特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有率(小、中)	45.8%	(目標) 64.0% (実績) 50.2%	78.4%	91.6%	B
通級による指導の教室担当者の特別支援学校教諭免許状保有率(小、中)	37.5%	(目標) 61.9% (実績) 38.6%	62.4%	70.2%	B

⑩ 特別支援学校における「個別の指導計画」の充実と活用のさらなる推進

指標	基準値 (H29)	R1目標値・実績値 (中間)	R1到達率 (実績/目標)	R4目標値 (最終)	中間評価
主幹教諭等による個別の指導計画への指導・助言を行った幼児児童生徒の割合	39.0%	(目標) 100.0% (実績) 78.0%	78.0%	100.0%	B
外部専門家による指導・助言を「自立活動」の個別の指導計画に反映した割合	40.0%	(目標) 70.0% (実績) 35.0%	50.0%	100.0%	C
医師や摂食指導等の専門家の訪問回数	0回	(目標) 96回 (実績) 103回	107.3%	144回	A

⑪ 特別支援学校におけるカリキュラム・マネジメント

指標	基準値 (H29)	R1目標値・実績値 (中間)	R1到達率 (実績/目標)	R4目標値 (最終)	中間評価
「カリキュラム・マネジメント推進計画」をもとに教育課程の改善を行った学校の割合	—	(目標) 61.0% (実績) 68.8%	112.8%	100.0%	A

⑫ 幼、小、中、高の特別支援教育コーディネーターへの研修

指標	基準値 (H29)	R1目標値・実績値 (中間)	R1到達率 (実績/目標)	R4目標値 (最終)	中間評価
特別支援教育に関する研修を校内で行った割合	—	(目標) 100.0% (実績) 90.7%	90.7%	100.0%	B

⑬ 高度で実践的な研修の充実と研修を担う機関の明確化

指標	基準値 (H29)	R1目標値・実績値 (中間)	R1到達率 (実績/目標)	R4目標値 (最終)	中間評価
体験的研修の受講者延べ数	—	(目標) 8名 (実績) 7名	87.5%	32名	B
テーマ別研修における専門性の高い内容設定、又は内容の専門性が高くなった研修数	—	(目標) 3講座 (実績) 6講座	200.0%	7講座	A

⑭ 特別支援教育に関する情報の一元化と提供

指標	基準値 (H29)	R1目標値・実績値 (中間)	R1到達率 (実績/目標)	R4目標値 (最終)	中間評価
専用サイトにアクセスしたカウンター数(県教育センターの特総研のサイト)	—	(目標) 6750カウント (実績) 71カウント	1.1%	18000 カウント	変更